

令和6年度 事業計画書
公益社団法人葛城市シルバー人材センター

はじめに

ここ数年、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、取り巻く環境から時代の流れに沿った大きな変革が求められています。令和3年4月には改正高年齢者雇用安定法が施行され、65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの継続雇用制度を導入するなど高年齢者就業確保措置を講じるよう努力義務とされました。これにより企業等で働き続ける高齢者が増えることが予想され、センターへの入会者の減少及び新入会員の高年齢化が考えられます。また、これに伴う会員間での技術等の継承ができなくなることも危惧されるところです。

令和5年10月からは消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が施行されセンターの税負担が増加しています。現在、経過措置により緩和されていますが、このような税負担が今後も続くようであれば事業運営に多大な影響を及ぼすのは必至です。

令和6年秋頃までに施行される予定のフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案）では、フリーランスへの取引条件の明示義務があり、センターではフリーランスである会員に「会員業務仕様書」の明示をすることになります。その際、従来通りの来所や郵送による方法では、時間や事務負担がかかり非効率です。また、郵便料金の値上げもあるなか、ますますデジタル化推進が迫られています。ただ、このデジタル化はセンターだけでは実現できませんので、会員からの協力も必要不可欠です。

厚生労働省の「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しによる対応」では、フリーランス法に則した新たな契約方法（包括契約。センターを調整役として発注者と会員とが直接業務委託契約を結ぶ方法）に移行していくことで、副次的効果としてセンターに消費税納入義務が生じない仕組みになっており、これは注目すべき方法であるので、上部団体等から指導を受けながら適切に対応していきます。

会員拡大については、退会抑制に対応しながらも、引き続き、女性会員の拡大に重点を置きながら事業を進めます。また、会員の高年齢化、重篤事故発生防止を踏まえ安全就業に向けた取組を強化するとともに、会員どうしが互いに尊重・尊敬し合え、楽しく仕事ができる環境、センターづくりに努めます。

高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地域に求められていることに鑑み、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うために、連合本部、全国シルバー人材センター事業協会及び行政機関と相互に連携を図り、指導を受けながら次の事業を実施します。

事業計画

シルバー人材センター事業（公益目的事業）：

就業等の活動機会の開拓及び提供により、高齢者の社会参加を促進する事業

1. シルバー人材センター事業（高年齢者就業機会確保・提供事業）

（1）高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

少子高齢化に伴う労働力減少のなか、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材センターにおける育児分野、人手不足分野等での高齢者の活躍の場を創出するため、次の事業を実施する。

① 会員の拡大

- ・ホームページ、各種メディアを利用した効果的な広告を用いた入会促進
- ・「PDC Aサイクルによる目標管理」の実施
- ・一人一会員（クチコミ）入会活動の実施

② 就業機会の確保・拡大

- ・「PDC Aサイクルによる目標管理」の実施
- ・地域ニーズの把握
- ・業務拡大制度（就労時間延長の特例制度）の活用

高齢者の就業意欲に応えるため、また、新たなシルバー人材センターの魅力として会員入会促進の一助とするために、業務拡大（就労時間延長の特例）制度を活用する。

③ 就業に関する相談

④ 教育訓練

派遣労働会員に入職時の訓練を実施し、派遣の仕組みを知るとともに、適正就業を理解する。

（2）普及啓発事業

シルバー人材センター事業の趣旨の周知を図り、事業の発展・拡大及び会員の入会促進を図るために、次の事業を実施する。

① ホームページの運営

- ##### ② ボランティア活動
- 普及啓発促進月間における「シルバーの日」
（10月第3土曜日）のボランティア活動の実施

（3）安全・適正就業対策推進事業

センターの会員たる高齢者の安全な就業は事業運営の基本であること、シルバー人材センターは公的な目的に基づいて設立された法人で、法令遵守及びシルバー事業の理念に基づく適正な運営が求められていることから、次の事業を実施する。

① 安全就業

「安全はすべてに優先する。」安全就業は、シルバー事業の最優先課題であるため、『事故ゼロ』を目指す。傷害事故や損害賠償事故発生を防止する。

- ・組織をあげて取り組むとともに、「安全ニュース」を通じ、就業中の事故だけでなく、就業途上における交通事故防止や健康管理に向け、会員の安全意識啓発を図る。

- ・就業現場の安全パトロールや各種安全講習会などの実施により、会員の安全管理に努める。

- ・車輛、使用機材の点検・整備

② 適正就業（ガイドライン遵守）

- ・自主点検の実施、法令遵守の徹底により適正就業を図るとともに、請負や委任形態での就業がなじまない場合は、一般労働者派遣事業や職業紹介事業で取り扱う。

- ・ローテーション就業の促進や会員からの意見・協力を得ながら、会員への公平で適切なバランスがとれた就業機会の提供に努める。

2. 技能講習事業

(1) 技能・知識の付与

会員が就業に必要な技能・知識を習得するために講習会・研修会等を実施し、会員の能力向上を図る。

(2) デジタル機器の操作方法説明

センター事業におけるデジタル機器利用を推進し、事務処理の効率化・簡素化を通じて事務コストの削減を図る。

問い合わせ（相談）窓口の設置。事務所内に問い合わせ（相談）窓口を設置し、スマートフォンに不慣れな会員を対象に操作方法などを説明し、デジタル環境の活用を支援する。

3. 組織関係の一般事業

(1) 総会、理事会等の会議の開催

① 定時総会

② 理事会（※入会希望者の早期入会を目的とした、みなし決議を含む。）

③ 定期監査

(2) 役職員の研修

全国シルバー人材センター事業協会、奈良県シルバー人材センター協議会、奈良県及びその他団体等が開催する研修会、セミナーに参加し、正しい知識を習得することで適正な事業運営・事務処理に努める。